

特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県東松島市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、助け合いの精神に基づき、東松島市内に居住する市民の参加と協力を得て、東松島市内に住む高齢者や虚弱者、障害者を含む市民に対して、地域福祉に関する事業を行い、健康で安心安全に暮らせる地域づくり、ネットワーク作りを目指し、東松島市内に居住する市民の福祉と増進をもって生きがいのある長寿社会を建設することにより、より良い社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

✓①介護保険制度に基づく通所介護事業、介護予防通所介護事業

✓②サービス付き高齢者住宅事業

✓③有料老人ホーム事業

④宅老所及び在宅福祉サービスに関する事業

⑤老人共同生活事業

⑥ホームヘルプサービス派遣事業

⑦障害福祉サービスに関する事業

⑧行政の福祉関連事業の受託事業

⑨研修啓発の事業

⑩地域福祉の推進と指導・研究に係わる事業

⑪地域ネットワーク作りに関する事業

⑫その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件は定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上7人以内
- (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意見表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定員に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、東松島市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

これは、当法人の定款である。

令和 8年 2月 1日

特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜

理事長

藤 本 和子



第3号議案

令和7年度事業計画書（案）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

I 法人の基本理念

法人は、助け合い精神に基づき、東松島市内に居住する市民の参加と協力を得て、東松島市内に住む高齢者や虚弱者、障害者を含む市民に対して、地域福祉に関する事業を行い、健康で安心安全に暮らせる地域づくり、ネットワーク作りを目指し、東松島市内に居住する市民の福祉の増進をもって生きがいのある長寿社会を建設することは勿論のこと、東日本大震災を起因とする、今後数十年続くことが予見される生活困窮やPTSD状態により、地域及び家族間の繋がりの希薄化による介護力の減退が引き起こす困難なケースの中でも、とりわけ介護保険制度等のフォーマルな制度や、地域の社会資源で対応（救済）できない高齢者を対象とし、その絶え間ない支援の継続により、震災前と同じ、あるいは従前に増して住みやすい地域生活の再生に寄与することを目指す。

II 法人本部

(1) 事業の運営方針

法人が行う事業を円滑に進捗させることができるよう正確な制度運営は勿論、地域の一員としての役割の実現と、地域福祉への貢献を目指す。

(2) 法人の概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| ① 法人の種類 | 特定非営利活動法人 |
| ② 名称 | 特定非営利活動法人鹿妻・希望の杜 |
| ③ 法人設立年月日 | 平成25年4月22日 |
| ④ 事務所の所在地 | 宮城県東松島市矢本字穴尻63番地3 |
| ⑤ 代表理事 | 齋木 和子 |

(3) 通常総会

- | | |
|---------|--|
| ・令和8年7月 | 令和7年度事業報告及び決算認定について
令和9年度事業計画及び活動予算について |
|---------|--|

(4) 理事会

- | | |
|---------|--|
| ・令和8年7月 | 令和7年度事業報告及び決算認定について
令和9年度事業計画及び活動予算について |
|---------|--|

役員数（任期 令和7年7月1日から令和8年6月30日）

理事長 1名
副理事長 1名
理事 5名
監事 1名

(5) 監事監査

令和8年6月

(6) 事業内容

- ① 理事会、社員総会関係業務
- ② 定款・諸規定等の制定及び改廃に関する業務
- ③ 経理業務
- ④ 介護報酬及び自主運営分請求及び収納事務
- ⑤ 職員の福利厚生・給与の関する業務
- ⑥ 健康診断、インフルエンザ等予防接種の実施（利用者及び職員）
- ⑦ 職員の採用、退職関連業務
- ⑧ 職員研修の実施
- ⑨ 各種申請業務
- ⑩ 運営推進会議の開催（年2回）
- ⑪ 災害・有事を想定した非常食や衛生用品、必要備品等の管理に関する業務
- ⑫ 施設の修繕や備品に関する管理・調整に関する業務
- ⑬ デイサービス事業に属さないその他業務

(8) 会議等

- ① 全体会議（月1回、全職員）
- ② 社内研修（月1～2回）
- ③ デイサービスレクリエーション会議（適宜、デイサービス職員）
- ④ 厨房会議（月1回、管理者、調理員）

Ⅲ デイサービス鹿妻・希望の杜（地域密着型通所介護事業）

(1) 事業の運営方針

指定地域密着型通所介護サービス等の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

また、介護保険適用以外（「自主運営事業」という。）でも、介護を受けている方の気分転換や、介護される方の私的理由（冠婚葬祭・旅行・病気・日ごろの介護疲れ）で一時的に介護が困難になった時、短期での宿泊を受け入れ、さらに、ご家族様の要望に応じて長期での宿泊も低額な料金で受け入れ、生活相談や食事、入浴等の日常生活上、必要なお世話などを適切に提供するなど、生活全般にわたる援助を行う。

(2) 事業の概要

- ① 介護サービスの種類 地域密着型通所介護
- ② 介護保険適用以外事業 自主運営事業
- ③ 事業所の名称 デイサービス鹿妻・希望の杜
- ④ 事業所の所在地 宮城県東松島市矢本字穴尻 63 番地 1
- ⑤ 介護保険事業所番号 0491400099
- ⑥ 事業の開始年月日 平成29年6月1日
- ⑦ 管理者 齋木和子
- ⑧ 職員17人

職 種	雇用形態		性 別		備 考
	常勤	パート	男	女	
生活相談員	3	0	1	2	女性1名兼務（管理者） 女性1名兼務（介護員） 男性1名兼務（介護員）
看護師	0	4	0	4	
介護員	1	5	1	5	パート1名兼務（調理員）
調理員	0	3	0	3	
事務員	0	1	0	1	法人事務兼務
合計	4	13	2	15	

(3) 事業内容

① 提供サービス

<日中>

<夜間>

時間	活動内容	時間	活動内容
9:00	デイサービス開始・バイタルチェック	16:00	デイサービス終了、テレビ鑑賞・自由時間
10:00	入浴・機能訓練・レク活動	16:30	夕食・口腔清掃
11:30	排泄誘導・口腔体操	19:00	自由時間・服薬介助
12:00	昼食・口腔清掃	↓	排泄介助（オムツ対応）
12:30	休憩・お昼寝	↓	衣服着脱介助、就寝
14:00	起床・排泄誘導・バイタルチェック	7:00	起床・排泄介助・口腔清掃、
14:30	午後レク開始	↓	衣服着脱介助
15:00	おやつ	8:00	朝食・口腔清掃・自由時間
16:00	デイ終了	9:00	デイサービス開始・バイタルチェック

② 行事

月	行事	月	行事
4	花見	10	紅葉見学
5	買物ツアー	11	買物ツアー
6	外出ツアー	12	クリスマス会
7	七夕祭り	1	新年会
8	夏祭り	2	豆まき
9	敬老会（自治会と合同）	3	雛祭り

(注) 上記行事は、新型コロナが収束した場合に実施し、収束しない場合は、③のアクティビティを中心に実施する。

③ アクティビティの実施

- * リハビリ体操
- * 口腔体操
- * 認知症予防の脳トレ（塗り絵・計算問題等）
- * 創作活動（行事用）
- * カラオケ
- * ゲーム（風船バレー等）
- * 近隣の散歩
- * 外出ツアー（②以外適宜実施）
- * 行事食の提供

④ 健康管理の支援

- * 通院介助（真壁病院・鹿島記念病院・石巻市立病院・石巻日赤病院等）
- * 訪問診療（中浦内科医院）
- * 訪問歯科診療（かどわき歯科クリニック）
- * 薬剤師による、薬剤の管理（居宅療養管理）
（医療機関からの処方は全て「わかば薬局」で集約し、定期的に施設に配達）
- * 各種予防接種の実施（含む職員）

⑤ 運営推進会議の開催

(ア) 構成員（任期：令和5年1月26日から令和8年1月25日まで）

構成区分	職名等
地域住民の代表	鹿妻自治会長
々	鹿妻一鹿妻二区 民生委員・児童委員
包括支援センター職員	東松島市中部地域包括支援センター所長
当該施設について 知見を有する者	社会福祉法人 矢本愛育会 特別養護老人ホーム矢本華の園 園長
々	(元) 東松島市西市民センター長
々	(元) 東松島市議会議員
行政担当者	東松島市高齢障害支援課高齢介護班

(イ) 開催時期

令和8年7月及び令和9年1月（6ヶ月に1回）

第3号議案

活動予算書(案)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額
Ⅰ 経常収益	
1. 事業収益	
介護事業収益	46,800,000
自主運営収益	18,000,000
	64,800,000
2. その他収益	
受取利息	10,000
雑収益	800,000
	810,000
経常収益計	65,610,000
Ⅱ 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	31,000,000
法定福利費	4,200,000
福利厚生費	170,000
人件費計	35,370,000
(2) その他経費	
給食材料費	1,800,000
業務委託費	30,000
旅費交通費	36,000
車両費	480,000
通信運搬費	444,000
消耗品費	1,800,000
水道光熱費	660,000
賃借料	1,200,000
保険料	1,920,000
支払手数料	108,000
修繕費	250,000
新聞図書費	48,000
減価償却費	3,700,000
その他経費計	12,476,000
事業費計	47,846,000

2. 管理費

(1) 人件費

役員報酬	8,400,000
給料手当	2,500,000
法定福利費	970,000
福利厚生費	20,000
人件費計	11,890,000

(2) その他経費

荷造運賃	60,000
通信運搬費	132,000
消耗品費	84,000
器具什器	100,000
水道光熱費	132,000
燃料費	48,000
旅費交通費	52,000
賃借料	348,000
支払手数料	198,000
接待交際費	60,000
租税公課	950,000
諸会費	20,000
車両費	36,000
支払利息	40,000
雑費	450,000
その他経費計	2,710,000

管理費計

14,600,000

経常費用計

62,446,000

当期経常増減額

3,164,000

III 経常外収益

経常外収益計

0

IV 経常外費用

経常外費用計

0

税引前当期正味財産増減額

3,164,000

法人税、住民税及び事業税

450,000

当期正味財産増減額

2,714,000

前期繰越正味財産額

8,629,647

次期繰越正味財産額

11,343,647

事業計画書

～サービス付き高齢者住宅事業・有料老人ホーム事業開始に伴う～

令和8年4月1日～令和9年3月31日

特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜

2025年12月1日
理事 齋木 和子

1. 法人の概要

名 称	特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜
法人設立年月日	平成 25 年 4 月 22 日
事務所所在地	宮城県東松島市矢本字穴尻 63 番地 3
代 表 者	齋木 和子
新事業開始予定日	令和 8 年 6 月 1 日（宮城県の変更認可、登記後）
電話番号	0225-82-3001

2. 創業の目的

特定非営利活動法人鹿妻・希望の杜（以下、「当法人」）は、助け合いの精神に基づき、東松島市内に居住する市民の参加と協力を得て、東松島市内に住む高齢者や虚弱者、障害者含む市民に対して、地域福祉に関する事業を行い、健康で安心安全に暮らせる地域づくり、ネットワーク作りを目指し、東松島市内に居住する市民の福祉の増進をもって生きがいのある長寿社会を建設することにより良い社会の発展に寄与することを目的として設立されました。

3. 創業の動機及び事業概要

当法人の活動地域である東松島市は、広域市町村合併の結果、人口の減少が見られるようになり、そんな折に発生した平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災によって、更なる人口流出に拍車がかかることとなりました。このような状況下、現時点において何も手立てを打たなかった場合には、将来当地域は限界集落化へ向かうものと考察されます。

当地域がそのような状況にならないためにも、東松島市の重要な産業である農業の担い手としての若年後継者の定住化や核家族化の抑制を図り、生活基盤の安定を目指すことが求められており、将来の後継者となる子供たちのために、恵まれた自然・生活環境の保全及び快適な田園居住空間の創造（居住環境と農業との調和）を図り、維持していく必要があります。そして、高齢者社会をむかえる中で、上記の目的を成し遂げるためには、高齢者を含め手助けを必要とする地域住民が安心して共生を図れる生活を営み、多様な生活様

式に対応した潤いのある豊かな生活、健康的でゆとりのある市民生活を確保することが必要になります。

当法人では、農山村地域・都市近郊にも変わらない魅力ある田園居住空間の創造が図れる活動拠点、すなわち、高齢者が快適で安心して暮らせる住環境を提供します。具体的には、長寿社会対応住宅、在宅介護対応住宅の促進、住宅介護福祉サービス支援等、既存コミュニティ施設などを有効活用した高齢者の活動支援の整備等を事業として行います。

更に今後の高齢者の増加に合わせ、有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅の設置を行い、さらに地域の要介護者の受け入れを進めることを検討しております。

4. 重点取組項目（サービス及びセールスポイント）

①地域密着型通所介護サービス

- ・定員18名
- ・家族的な介護を行う
- ・施設入所待機の利用者への便宜を図る

②宿泊サービス

- ・定員5名 有料老人ホームを利用しながら、デイサービス事業も利用いただきます。
- ・定員4名 サービス付き高齢者向け住宅を利用しながら、デイサービス事業も利用いただきます。
- ・事業施設となる建物は新設と改築とする
- ・食事は地場産品を食材に、家庭的な温かな味付けをして提供する

なお、利用者を確保するための取組策として、サービス実施地域内の居宅介護支援事業所を訪問するほか、地区自治会等と連携し、介護サービスを必要とする人に適正な通所介護サービスを提供することにより、利用者の増加を図って行きます。

③従業員の研修

代表者の同業での事業経験を基に、利用者・従業員を大切にする事業姿勢を堅持し、サービスの深化に努め、家族の介護負担の軽減を図る。

そのための従業員の研修として、以下の研修を実施する。

- ・認知症及びそのケアに関するもの
- ・利用者のプライバシー保護の取組に関するもの
- ・身体拘束廃止の取組に関するもの
- ・高齢者虐待防止
- ・高齢者の身体に関する知識に関するもの
- ・苦情処理に関するもの
- ・倫理及び法令遵守に関するもの
- ・事故発生・再発防止（ヒヤリハット報告の活用、転倒・嚥下防止）対応に関するもの
- ・緊急時の対応
- ・感染症及び食中毒まん延予防に関するもの
- ・介護予防一般に関するもの
- ・非常災害時の対応（BCP）地震・水害など災害時の避難計画と対応
- ・年2～3回の定期非常災害訓
- ・その他別途事業者と管理者が協議し実施

5. 設備投資計画

5-1 サービス付き高齢者介護施設建築費

① サービス付き高齢者介護施設建築費、外構工事代

単位；円

工事内容	建築面積 (㎡)	単 価	金 額
建築費内装費他	149,05 ㎡	196,221	29,246,775
設計申請料			1,189,000
		消費税	3,043,577
		合 計①	33,479,352

② 家具・備品関係

単位；円

設備費関係	金額 (税込)
A. 電気設備関係	0
B. 冷暖房設備	717,200
C. 内装設備	0
D. スプリンクラ ー	2,750,000
	小計
	3,467,200
	消費税
	346,720
	合 計②
	3,813,920

$$\text{①} + \text{②} = 37,293,272\text{円}$$

5-2 有料老人ホーム事業改築工事

工事内容	金額	備考
改装費	2,000,000	
設備費	1,000,000	
計	3,000,000	

6. 利益及び資金計画

<資金調達計画 1> サービス付き高齢者住宅事業 ころの杜（仮称）建築事業

単位*円

資金使途		資金調達源泉	
項目	金額	項目	金額
建設費	33,479,352	金融機関借入金	35,000,000
設備費	3,813,920	補助金	0
運転資金	0	自己資金	2,293,272
必要資金合計	37,293,272	資金調達合計	37,293,272

<金融機関借入計画 2-1>

単位*円

借入金額	借入予定日	償還期間 (年)	金利 (%)	償還方法	金融機関名
35,000,000	2026/1/21	15年	2% (変動)	元金均等	石巻信用金庫

<金融機関借入計画 2-2>

単位*円

年度/項目	返済月数	年間返済 元本	年間返済利息	年間返済合計額	月平均返済額
初年度	12	2,021,203	681,533	2,702,736	225,228
2年度	12	2,062,000	640,736	2,702,736	225,228

<資金調達計画 2> 有料老人ホーム あたらの杜（仮称）改築事業

単位*円

資金使途		資金調達源泉	
項目	金額	項目	金額
改装費	2,000,000	金融機関借入金	0
設備費	1,000,000	補助金	0
運転資金	0	自己資金	3,000,000
必要資金合計	3,000,000	資金調達合計	3,000,000

<金融機関借入計画 2-1>

単位*円

借入金額	借入予定日	償還期間 (年)	金利 (%)	償還方法	金融機関名
0	—	—	—	—	—

<金融機関借入計画 2-2>

単位*円

年度/項目	返済月数	年間返済 元本	年間返済利息	年間返済合計額	月平均返済額
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

1 利益計画（要約表）各事業所収支予算書（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

特定非営利活動法人 鹿妻・希望の杜

収 入 の 部				
収支計画	デイサービス	有料老人ホーム	サービス付き高齢者住宅	合 計
国保請求介護報酬	50,400,000	1,500,000	1,500,000	53,400,000
自主運営利用料（食事）	2,000,000	4,000,000	4,000,000	10,000,000
自主運営利用料（宿泊）		8,500,000	7,600,000	16,100,000
収入計	52,400,000	14,000,000	13,100,000	79,500,000

支 出 の 部					
1	人件費 福利厚生費	38,882,968	6,252,968	6,263,505	51,399,440
2	食材費等	80,000	80,000	80,000	240,000
3	通信運搬費	300,000	60,000	60,000	420,000
4	車両関係費	400,000	100,000	100,000	600,000
5	旅費交通費	120,000	30,000	30,000	180,000
6	水道光熱費	480,000	720,000	300,000	1,500,000
7	保険料	2,000,000	300,000	300,000	2,600,000

8	租税公課	400,000	400,000	400,000	1,200,000
9	消耗品費	1,200,000	400,000	400,000	2,000,000
10	修繕料	100,000	100,000	100,000	300,000
11	広告宣伝費	0	240,000	240,000	480,000
12	支払手数料	50,000	30,000	30,000	110,000
13	リース料	1,680,000	1,000,000	1,000,000	3,680,000
14	地代家賃	0	0	0	0
15	委託料	1,500,000	180,000	180,000	1,860,000
16	減価償却	2,000,000	500,000	2,600,000	5,100,000
17	雑費	200,000	200,000	200,000	600,000
	原価及び管理費	49,392,968	10,592,968	12,283,505	72,269,441
	営業利益概算	3,007,032	3,407,032	816,495	7,230,559
	支払利息	450,000		300,000	750,000
	経常利益	2,557,032	3,407,032	516,495	6,480,559